



軽自動車税の 減免制度のお知らせ



対 象

- ① 身体障害者手帳などをお持ちの方が所有する車両。
(障がいの区分や等級によっては減免されない場合があります)
※ 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方または 18 歳未満で各手帳をお持ちの方のために継続的に運転する車両の場合は、生計同一の方が所有する車両を含みます。
※ 減免の対象は、普通自動車または軽自動車のいずれか 1 台です。
- ② 車体の構造が身体障がい者の利用に供するための車両。
(車椅子の昇降装置や固定装置を装備している車両、浴槽を装備している車両など)
- ③ 公益のため直接専用する車両。
(社会福祉法人が所有または使用し、公益のため使用する車両)

申 請 期 限 6月1日(月)

申 請 書 類 等 申請書類や障がいの区分など、詳しくはお問い合わせください。
※ 減免申請前または申請後に納付した場合は、減免されませんのでご注意ください。

問 い 合 わ せ 税務課 市民税班 ☎ (24) 5217
または各総合支所住民課